

2. 甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。

採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。

また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第6条（報酬の請求、支払いおよび報酬額）

「乙」が「甲」に紹介した採用決定者（求職者）の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む）の25%～40%をご紹介手数料（消費税別）とし、上限は1,728,000円（消費税込：内訳紹介手数料1,600,000円、消費税128,000円）とする。ご紹介手数料率は採用決定者の能力に応じ、決定されるものとする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

1. 乙は、本件報酬の発生した日の属する月の末日付けで、甲に対し、報酬の支払を請求する。

2. 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件報酬を支払うものとする。

3. 紹介手数料等の詳細については、別途覚書を取り交わすものとする。

第7条（本件報酬の額の見直し）

1. 採用決定者の入社後に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約（以下「本件雇用契約」という）に含まれない業務が発生した場合、または、本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙および採用決定者は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

2. 採用決定者の入社後6か月以内に前項の本件雇用契約の変更が行われた場合、甲は、採用決定者の賃金の額の変更に応じ、本件報酬の額を再算定し、その結果、再算定後の本件報酬の額が従前の額を上回る場合、甲は、乙に対し、その差額（以下「追加報酬」という）を支払うものとする。

3. 前項の場合、甲は、本件報酬の額の再算定後速やかに、乙に対し、追加報酬の請求を行う。追加報酬の支払いは、前条規定を準用する。

第8条（採用の決定と通知）

甲は、乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第9条（特命事項）

本書の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等、特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする。

第10条（短期退職時の手数料の返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後1か月未満の場合：本件報酬の50%

入社後2か月未満の場合：本件報酬の30%

入社後3か月以上4か月未満の場合：本件報酬の20%

入社後5か月以上6か月未満の場合：本件報酬の10%

第11条（紹介手数料の返還の時期）

乙は甲に第10条の通り紹介手数料を採用決定者の退職日30日以内に返還するものとする。

第12条（個人情報保護及び機密の保持）

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用することを禁止する。

2 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

また、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。